

令和4・5年度 杉並区介護保険サービス事業者集団指導

給付に関する事項（抜粋）

軽微な変更に関する事項



杉並区 保健福祉部 介護保険課

1. ケアプランの「軽微な変更」について

居宅介護支援等に係る書類・事務手続きや業務負担等の取扱いについて、厚生労働省労健局から各自治体に向けて通知が出されました。

(介護保険最新情報VOL.959参照)

この国通知では、「ケアプランの軽微な変更の内容について」等に関する国の見解が示されています。

これを受けて杉並区では、内容を改めて整理し、**杉並区の見解**をここに示します。

① サービス提供の曜日変更

国通知	利用者の体調不良や家族の都合など 臨時的、一時的 なもので、単なる 曜日、日付の変更 のような場合には、「 軽微な変更 」に該当する場合があるものと考えられる。
杉並区の見解	国の見解のとおりであり、以下の場合には「 軽微な変更 」と考える。 例：10/13利用予定であった通所介護のサービスを、利用者の都合により、10/15に変更する。

② サービス提供の回数変更

国通知	同一事業所における週 1 回程度のサービス利用回数の増減のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。
杉並区の見解	<p>国の通知では『サービス提供の週 1 回程度の増減の場合は「軽微な変更」に該当する場合がある』としているが、サービス提供の回数が恒常的に増減する場合には利用者の心身状況や環境等の変化により回数を変更していると考えるため、<u>「軽微な変更」として取り扱うことは認めていない</u>。</p> <p>ただし、利用者の心身状況や環境等の変化がなく、<u>一時的な場合は「軽微な変更」に該当する場合がある</u>と考える。</p>

③利用者の住所変更

国通知	利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。
杉並区の見解	<p>転居等、生活の拠点の変更を伴う住所変更は、日常生活全般の中の変化と考える。アセスメントを実施して日常生活全般の課題に変化がないか確認して、サービス事業所への周知や意見の聞き取りを行い、必要に応じて計画の変更を行うこと。つまり、「軽微な変更」に該当しないと考える。</p> <p>※<u>単なる住民票上の住所変更は「軽微な変更」に該当すると考える。</u></p>

④事業所の名称変更

国通知	単なる事業所の名称変更 については、「 軽微な変更 」に該当する場合があるものと考えられる。
杉並区の見解	国の見解と同じ。

⑤ 目標期間の延長

<p>国通知</p>	<p>単なる目標設定期間の延長を行う場合（ケアプラン上の目標設定（課題や期間）を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など）については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。</p>
<p>杉並区の見解</p>	<p>短期目標の期間の終期に以下①～③の手順を行ったうえで、介護支援専門員が目標期間の延長と判断する場合は、軽微な変更に該当すると考えます。</p> <p>① <u>モニタリングで目標の達成状況を確認（目標の適切性・未達成の原因を踏まえる）して評価する</u></p> <p>② <u>アセスメントで課題の変化を確認する</u></p> <p>③ <u>変化がないことをサービス事業者に合意を得る</u></p> <p>※老企第29号・別紙3に、短期目標の「期間」の設定の理由等の記載があるので確認してください。</p>

⑥福祉用具で同等の用具に変更するに際して 単位数のみが異なる場合

国通知	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「 <u>軽微な変更</u> 」に該当する場合があるものと考えられる。
杉並区の見解	国の見解と同じ。

⑦ 目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なるサービス提供事業所変更

国通知	目標もサービスも変わらない（ 利用者の状況以外の原因 による）単なる事業所変更については、「 軽微な変更 」に該当する場合があるものと考えられる。
杉並区の見解	国の見解のとおりであり、以下の場合は「 軽微な変更 」と考える。 例：A事業所を利用していたが、職員体制の問題からA事業所でのサービス提供が困難になったため、事業所Bに変更する場合。

⑧ 目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合

国通知	第一表の総合的な援助の方針や第二表の生活全般の 解決すべき課題、目標サービス種別等が変わらない範囲 で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合には、「 軽微な変更 」に該当する場合があるものと考えられる。
杉並区の見解	サービス内容の変更は、 利用者の心身状況や環境等の変化があったものと想定されるため、<u>「軽微な変更」に該当しない</u> と考える。

⑨ 担当介護支援専門員の変更

国通知	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更 （但し、 新しい担当者が利用者をはじめ各サービス担当者 と面識を有していること。）のような場合には、「 軽微な変更 」に該当する場合があるものと考えられる。
杉並区の見解	国の見解のとおりであり、以下の場合は「 軽微な変更 」と考える。 例： 同じ事業所内 で担当介護支援専門員が変更する場合に、変更前から新しく担当者になる当該事業所の介護支援専門員がサービス担当者会議に積極的に参加するなど、 新しい担当者が利用者・家族をはじめ各サービス担当者 と面識を有している場合。

⑩ サービス利用回数の増減による**サービス担当者会議**の必要性

国通知	単なるサービス利用回数の増減（同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減など）については、「軽微な変更」に該当する場合もあるものと考えられ、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。
杉並区の見解	国の通知では『単なるサービス利用回数の増減（同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減など）については、「軽微な変更」に該当する場合もあるものと考えられ』としているが、 サービスの利用回数が恒常的に増減する場合には利用者の心身状況や環境等の変化により回数を変更している と考えるため、「 軽微な変更 」として取り扱うことは認めていない。しかし、 利用者の心身状況や環境等の変化がなく、一時的な場合は「軽微な変更」に該当する場合がある と考える。

【注意事項】

「軽微な変更」にあたる場合、必ず**利用者の状態に変化がないかどうか**把握しなければならないと考える。

※その際は、国通知（介護保険最新情報VOL.959）にある以下の取扱いに沿って確認すること。

「利用者の状態に大きな変化が見られない」の取扱いについては、**まずはモニタリングを踏まえ、サービス事業者間（担当者間）の合意が前提である。**

その上で具体的には、

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号）の「課題分析標準項目」等のうち、例えば、

- ・「**健康状態**（既往歴、主傷病、病状、痛み等）」
- ・「**A D L**（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排泄等）」
- ・「**I A D L**（調理、掃除、買い物、金銭管理、服薬状況等）」
- ・「**日常の意思決定を行うための認知能力の程度**」
- ・「**意思の伝達、視力、聴力等のコミュニケーション**」
- ・「**社会との関わり**（社会的活動への参加意欲、社会との関わりの変化、喪失感や孤独感等）」
- ・「**排尿・排便**（失禁の状況、排尿排泄後の後始末、コントロール方法、頻度など）」
- ・「**褥瘡・皮膚の問題**（褥瘡の程度、皮膚の清潔状況等）」
- ・「**口腔衛生**（歯・口腔内の状態や口腔衛生）」
- ・「**食事摂取**（栄養、食事回数、水分量等）」
- ・「**行動・心理症状（B P S D）**（妄想、誤認、幻覚、抑うつ、不眠、不安、攻撃的行動、不穏、焦燥、性的脱抑制、収集癖、叫声、泣き叫ぶ、無気力等）」

等を総合的に勘案し、判断すべきものである。

令和5年度集団指導資料 ケアプランの「軽微な変更」について

令和3年3月31日に国から発出された「居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて」に基づき、令和4年度の集団指導では「国の見解」と「杉並区の見解」をお示ししました。問合せが多かった事項について、以下に再度お示しいたします。

※軽微な変更は、いずれも利用者の状態変化がない、サービス内容は変わらないことが前提です。

① サービス提供の曜日変更

国通知	利用者の体調不良や家族の都合など 臨時的、一時的 なもので、単なる 曜日、日付の変更 のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。
杉並区の見解	国の見解のとおりであり、以下の場合は「軽微な変更」と考える。 例：10/13利用予定であった通所介護のサービスを、利用者の都合により、10/15に変更する。

例

- 通常土曜日に通所介護サービスを利用している利用者が、利用者の都合でその週に行けず、翌週の月曜日に変更した場合
- 利用者の都合により、通所介護サービスを恒常的に火曜日から木曜日に変更する場合

② 目標期間の延長

<p>国通知</p>	<p>単なる目標設定期間の延長を行う場合（ケアプラン上の目標設定（課題や期間）を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など）については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。</p>
<p>杉並区の見解</p>	<p>短期目標の期間の終期に以下①～③の手順を行ったうえで、介護支援専門員が目標期間の延長と判断する場合は、軽微な変更と該当すると考えます。</p> <p>① <u>モニタリングで目標の達成状況を確認（目標の適切性・未達成の原因を踏まえる）して評価する</u></p> <p>② <u>アセスメントで課題の変化を確認する</u></p> <p>③ <u>変化がないことをサービス事業者に合意を得る</u></p> <p>※老企第29号・別紙3に、短期目標の「期間」の設定の理由等の記載があるので確認してください。</p>

③目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なるサービス提供事業所変更

国通知	目標もサービスも変わらない（ 利用者の状況以外の原因 による）単なる事業所変更については、「 軽微な変更 」に該当する場合があるものと考えられる。
杉並区の見解	国の見解のとおりであり、以下の場合は「 軽微な変更 」と考える。 例：A事業所を利用していたが、職員体制の問題からA事業所でのサービス提供が困難になったため、事業所Bに変更する場合。

問合せ事例

Q:利用していた地域密着型通所介護事業所が廃止となり、隣区の通所介護事業所を利用することになりましたが（地密デイを探したものの条件が合わなかった）、この場合は軽微な変更ですか。

A:利用する通所介護事業所と地域密着型通所介護事業所で提供されるサービス内容が変わらない場合、サービス種別は違いますが、軽微な変更と考えます。

④ サービス利用回数の増減によるサービス担当者会議の必要性

<p>国通知</p>	<p>単なるサービス利用回数の増減（同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減など）については、「軽微な変更」に該当する場合もあるものと考えられ、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。</p>
<p>杉並区の見解</p>	<p>国の通知では『単なるサービス利用回数の増減（同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減など）については、「軽微な変更」に該当する場合もあるものと考えられ』としているが、サービスの利用回数が恒常的に増減する場合には利用者の心身状況や環境等の変化により回数を変更していると考えため、「軽微な変更」として取り扱うことは認めていない。しかし、利用者の心身状況や環境等の変化がなく、一時的な場合は「軽微な変更」に該当する場合があると考える。</p>

問合せ事例

Q: (地密) 通所介護事業所で利用していない曜日に臨時的に行うイベント(ピアノ演奏会・麻雀大会など)があるので参加したいと利用者から希望があった場合、軽微な変更

A: **一時的な利用**のため、軽微な変更